

令和3年6月京都府防災会議及び京都府国民保護協議会 結果概要

- 日時 令和3年6月9日（水）10時30分～11時30分
- 場所 WEB会議によるオンラインで開催
（事務局：京都府職員福利厚生センター 第1～3会議室）
- 出席 防災会議会長・国民保護協議会会長 西脇 京都府知事
防災会議委員 57名（オンライン出席48名、対面出席7名、書面出席2名）
国民保護協議会委員 46名（オンライン出席40名、対面出席4名、書面出席2名）
牧 教授（京都大学防災研究所）

■会議概要

1 開会あいさつ（西脇 会長（京都府知事））

昨年7月に九州地方で豪雨災害、本年2月、3月には東北地方で地震が続けて発生するなど、日々災害対策について予断が許されない状況となっている。今年度においては、観測史上最も早く梅雨入りしてすでに風水害に対する警戒時期に入っており、コロナ禍の自然災害に対する府民の安心・安全を確保するためには、例年に増して危機管理体制の強化を行っていく必要がある。また、災害対策基本法において「避難指示への一本化」などの改正がされたが、避難指示が発令されたら確実に避難していただけるよう府民へより一層きめ細やかな周知をしていくことが重要。本日の防災会議ではこうした法改正等を踏まえた京都府地域防災計画など4件の改正案について御協議いただくとともに、京都府の防災の取組について御報告させていただく。全国で発生している災害を教訓として捉え、京都府の防災対策にもしっかりと反映させながら、今後とも本日御出席の委員の皆様とより一層連携して、災害からの安全な京都づくりを目指していく。

2 協議事項

(1) 関連事項報告 <資料1～9>

- ① 災害対策基本法等の一部改正について
- ② 防災基本計画の修正について
- ③ 被災者生活再建支援法の一部改正について
- ④ 道の駅の防災拠点化（防災道の駅）の取組について
- ⑤ 関西広域連合「南海トラフ地震応急対応マニュアル」の改訂について
- ⑥ 避難所等緊急実態調査の結果について
- ⑦ 車での避難・安全確保について
- ⑧ 京都府総合防災情報システムの整備について
- ⑨ 京都府建築物耐震改修促進計画の改定について

(2) 協議 <資料10～13>

- ① 京都府地域防災計画の改定について
避難情報の一本化や個別避難計画作成などの国の施策、車での避難・安全確保や避難所の開設・混雑状況の発信などの府の施策を踏まえて改定。
- ② 京都 BCP 行動指針の改定について
策定後の取組状況を反映させるとともに、昨今の新型コロナウイルス感染症対策等を踏まえて改定。
- ③ 第三次京都府戦略的地震防災対策推進プランの改定等について
推進プランについて、京都府建築物耐震改修促進計画の改定、推進事業追加等に伴い改定。また、戦略指針の目標達成状況の評価及び推進プランの進捗管理を実施。

④ 京都府水防計画の改定について（諮問事項）

主に下記を踏まえて改定。

- ・内閣府「避難情報に関するガイドライン」改定
- ・水防警報を発表する河川における水防団待機水位と氾濫注意水位の見直し
- ・想定最大規模降雨に基づく防災情報の充実・強化
- ・組織改編

○協議に係る委員からのコメント

●府市長会副会長（奥田 委員（城陽市長））

- ・本市においては、住民に安心して避難所へ避難していただけるよう、昨年避難所運営マニュアルの新型コロナウイルス感染拡大防止編を作成し、各自主防災組織や職員に対しての周知、避難所開設・運営訓練に取り組んできた。また、市民自身で安全確保できるようタイムラインを活用した訓練の実施や避難情報の変更に係る「広報じょうよう」による市民への周知、個別避難計画の作成についてもこれから取り組んでいくところ。住民の生命・財産を守るために、京都府と連携を図りたいと考えているので、今後とも市町村に対する御指導・御支援をよろしくお願いしたい。

●近畿整備局長（栗津 統括防災官（近畿地方整備局長代理））

- ・国交省で進めている「流域治水」の取組について、昨年度より水系ごとに流域治水協議会を設置して議論を進め、「流域治水プロジェクト」を策定、公表した。今後協働体制を拡充し、対策を充実させていきたいので御協力をお願いしたい。また、由良川水系においては、今年度の完成に向けて、由良川緊急治水対策の取組を推進しているところであり、今後とも引き続き、関係機関と連携しながら防災の取組を推進してまいりたい。

●府町村会会長（汐見 委員（井手町長））【書面審議による御意見】

- ・出水期を目前にひかえ、山城地域には天井川が多いことから、あらためて河川の点検をお願いしたい。

○総括（牧 教授（京都大学防災研究所））

- ・避難勧告と避難指示が一元化されたが、実際に避難する上で一番重要なのは、被害にあわないだろうという人間の基本的な心理状況を乗り越えて、避難情報が発令出たらきちんと避難するということである。城陽市長からお話しのあったタイムラインにより、自分の地域のハザード情報を把握し、避難をするタイミングをあらかじめ決めて整理しておくなど、我が事として避難を考えるような取組が必要不可欠である。
- ・要配慮者の個別避難計画作成については、水害等で亡くなっている方に高齢者が多く、また高齢者社会が進んでいることから、これまであまり交わることのなかった福祉部局と防災部局が連携して取組を進めていただきたい。
- ・災害救助法について実際に被害が出る前のおそれ段階で適用することができるよう改正されるなどの法整備がなされており、先手で災害対応を行っていくことが今後より重要である。

3 講演

(1) 災害時の情報処理について（牧 教授（京都大学防災研究所））

- ・災害直後は情報が全く入ってこないが、時間が経過すると莫大に情報が入り、情報処理を行う必要があるため、時間ごとにどのような情報が入ってくるのか理解しておくことが必要。

- ・例えば、市町村別に人命、生活支援、ライフラインなどの項目ごとの取組状況を一覧にすることにより、どの市町村への支援が必要か、全体的にどの項目の支援が不足しているかが分かる。
- ・災害対応時には様々な情報（分析されていない情報、誤った情報など）が入ってくるため、外的状況及び対応状況を把握・分析し整理していくことが重要。
- ・災害対策本部で情報をとりまとめ、決定した対応方針を共有するとともに、関係機関等とも共有することが重要。

(2) 令和3年度における防災気象情報の改善について（内藤 委員（京都地方気象台長））

- ・「線状降水帯」がもたらす顕著な大雨への危機感を伝えるための情報提供を開始。
- ・国管理河川における、指定河川洪水予報で提供している水位又は流量の予測情報を従来の3時間先までから6時間先まで延長。
- ・住民の自主的な避難の判断によりつながるよう、キキクル（危険度分布）通知サービスについて、政令指定都市については、よりきめ細かい区単位でも通知を開始。
- ・速やかな安全確保が必要な危険な状況となっていることを適切に伝えられるよう、記録的短時間大雨情報を当該市町村が警戒レベル4相当の状況となっている場合にのみ発表。
- ・自治体や住民が高潮警報のみで避難が必要とされる警戒レベル4に相当しているかを判断できるよう、暴風警報発表中の「高潮警報に切り替える可能性が高い注意報」を高潮警報として発表。

4 報告事項<資料14～24>

- (1) 今年度の京都府の新規事業について
 - ① 災害時避難行動促進事業
 - ② 安心・安全な避難行動促進事業
- (2) 避難行動要支援者に係る個別避難計画の作成促進について
- (3) 京都府の流域治水の取組について
気候変動を踏まえ、関係機関が協働して流域全体で総合的かつ多層的な水災害対策を推進。
- (4) 京都府災害時応急対応業務マニュアルの拡充について
- (5) 京都府業務継続基本指針及び京都府庁地震業務継続マニュアルの改定について
- (6) 令和3年度京都府総合防災訓練等について
- (7) 国民保護の取組について
- (8) 災害時における各種協定について
- (9) 京都府防災会議会長の専決処分について

5 会議まとめ（西脇 会長（京都府知事））

今年度は梅雨入りが記録的に早く、3月には気温が高く桜の開花が早まるなど、どうしても気候変動の状況を感じざるを得ない状況であり、またコロナ禍での災害対応になるので例年どおりの対応では難しいと考えている。牧教授からもコメントがあった要配慮者の避難における福祉と防災の連携の必要性をはじめ、最近の災害を見ると、総力で連携して対応しなければ安心・安全が守れない状況であると感じられる。本日改定した地域防災計画をはじめ、そうしたことを踏まえて皆様とより一層連携して、この出水期に臨んでまいりたいと考えているので、引き続きの御理解、御協力をお願いする。

■結果

協議事項、諮問事項については了承された。